

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第54号
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年8月16日（金） 14時50分ごろ
発生場所	福島県会津若松市崎川浜（猪苗代湖西部） 会津若松市所在の松森山三等三角点から真方位347° 720m付近 （概位 北緯37° 27.5′ 東経140° 02.9′）
事故等調査の経過	平成25年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート <sup>オキ</sup> OKI、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	230-53324千葉、株式会社起工業
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	軽傷 2人（被引浮体搭乗者）
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、知人等4人を乗せた「トーイングチューブと称する背もたれが付いた浮体」（以下「本件浮体」という。）を長さ約18mのロープで引き、崎川浜沖で遊走していた。</p> <p>本件浮体の搭乗者4人は、背もたれに背中をつけて横に並んで座り、両足を前に伸ばし、両手で取っ手を握って乗っていた。</p> <p>本船は、遊走を終え、「崎川浜にある西方から東方に延びる棧橋」（以下「本件棧橋」という。）に着棧するため、本件棧橋北方沖20m付近で左旋回したところ、平成25年8月16日14時50分ごろ、本件浮体の右側が本件棧橋に衝突し、その衝撃で搭乗者2人が、本件浮体から投げ出され、本件棧橋に当たり、打撲傷を負った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本件浮体は、ゴム製であった。</p> <p>船長は、左旋回をする際、減速していなかった。</p> <p>船長は、遊走前、搭乗者に対し、航走中はしっかり取っ手につかまるよう、注意していた。</p> <p>船長、同乗者及び搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、猪苗代湖西部の崎川浜において、本件浮体をえい航して本件棧橋に着棧する際、船長が減速せずに左旋回したことから、遠心力が働き、本件浮体が右側に振られて本件棧橋に衝突し、搭乗者が本件浮体から投げ出されて本件棧橋に当たって負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、猪苗代湖西部の崎川浜において、本件浮体をえい航して本件棧橋に着棧する際、船長が減速せずに左旋回したため、遠心力が働き、本件浮体が右側に振られて本件棧橋に衝突し、搭乗者が本件浮体から投げ出されて本件棧橋に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮体をえい航して着岸する際には、浮体の動きに注意し、十分に減速すること。</li> </ul>